

指令平18学事文書第122号

山口市桜島3丁目2番1号

公立大学法人山口県立大学

平成18年4月1日付け平18法山県大第1号で申請のあった「公立大学法人山口県立大学業務方法書」については、申請のとおり認可します。

平成18年4月3日

山口県知事 二 井 関 成

平成18年4月3日

山口県知事 二井 関成 様

山口県公立大学法人評価委員会

委員長 牛 見 正 彦

意 見 書

公立大学法人山口県立大学が作成する業務方法書に関し、地方独立行政法人法第22条第3項の規定に基づく山口県公立大学法人評価委員会の意見は、下記のとおりです。

記

平成18年4月1日付け平18法山県大第1号で公立大学法人山口県立大学から山口県知事に対し認可申請のあった業務方法書については、申請どおり認可することが適当である。

平18学事文書第109号

平成18年(2006年)年4月3日

山口県公立大学法人評価委員会

委員長 牛 見 正 彦 様

山口県知事 二 井 関 成

業務方法書に対する意見について

平成18年4月1日付け平18法山県大第1号で公立大学法人山口県立大学から認可申請があった業務方法書について、地方独立行政法人法第22条第3項の規定に基づき意見を求めます。

平 1 8 法 山 県 大 第 1 号  
平成 1 8 年 (2006年) 4 月 1 日

山口県知事 二井 関成 様

公立大学法人山口県立大学  
理事長 江里 健輔

公立大学法人山口県立大学業務方法書の認可申請書

このことについて、地方独立行政法人法第 2 2 条第 1 項の規定により、別添のとおり業務方法書を作成したので、認可されるよう申請します。

## 公立大学法人山口県立大学業務方法書

### (目的)

第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第22条第1項及び公立大学法人山口県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成18年山口県規則第69号）第2条の規定に基づき、公立大学法人山口県立大学（以下「法人」という。）の行う業務の基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。

### (業務運営に関する基本方針)

第2条 法人は、法第26条第1項の規定により、中期目標を達成するために作成する中期計画に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営に努めるものとする。

### (業務の委託)

第3条 法人は、その業務の効果的かつ効率的な運営に資すると認めるときは、業務の一部を委託することができる。

### (委託契約)

第4条 法人は、前条の規定により業務を委託するときは、受託者との間に業務に関する委託契約を締結するものとする。

### (競争入札その他契約に関する基本的な事項)

第5条 法人は、売買、賃貸借、請負その他の契約を締結する場合には、一般競争入札に付するものとする。ただし、別に定める場合は、指名競争入札に付し又は随意契約によることができるものとする。

### (その他)

第6条 この業務方法書に定めるもののほか、法人の業務に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この業務方法書は、知事の認可があった日から施行し、平成18年4月1日から適用する。